

【新設】

(新設)

M015-2 CAD/CAM冠 (1歯につき)
1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を用いて、小臼歯に対して歯冠補綴物(全部被覆冠に限る。)を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

【新設】

(新設)

M016-2 小児保険装置 600点

注1 クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。
2 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M018 有床義歯

【点数の見直し】

1 局部義歯 (1床につき)

イ 1歯から4歯まで 560点

ロ 5歯から8歯まで 690点

ハ 9歯から11歯まで 920点

ニ 12歯から14歯まで 1,340点

2 総義歯 (1顎につき) 2,100点

570点

700点

930点

1,350点

2,110点

M020 鑄造鉤 (1個につき)